

整形外科を受診される 皆様へ

令和4年10月1日より、整形外科を
初診で受診する際は、紹介状を持
参していただくことが必要となり
ます。

紹介状を用意できない場合は受診
をお断りすることもありますので、
あらかじめご了承ください。

※**初診**に該当する患者さん

1. 整形外科を初めて受診される方
2. 以前に整形外科を受診され、病気が治癒
もしくは治療が終了し、その後新たに発生
した病気のために受診される方

